(平成21年11月17日システム情報学研究科設置準備委員会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程後期課程修了者に授与する課程博士学位論文審 査に先立ち実施する、学位論文草稿の予備検討のための研究成果発表会に関し必要な事項を定める ものとする。

(提出書類)

第2条 学位論文草稿の予備検討を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

(1) 学位論文草稿予備検討願(様式1) 必要部数
(2) 論文目録(様式2) 必要部数
(3) 学位論文の草稿 必要部数
(4) 論文内容の要旨の草稿(様式3) 必要部数

(5) その他の参考論文

必要部数

(予備検討委員会)

- 第3条 予備検討の願い出があったときは、出願者ごとに予備検討委員会を置く。
- 2 予備検討委員会は,提出された論文等の内容の検討を行い,学位審査に値するか否かを判定する。
- 3 予備検討委員会は,指導教員及び指導教員から委嘱された研究科の教授又は准教授(うち,教授2人以上を含む。)の合計2人以上をもって組織する。
- 4 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を予備検討委員会に加えることができる。
- 5 予備検討委員会は,研究成果発表会を実施し,論文等の内容が学位論文に値すると認めたときは, 予備検討結果報告書(様式4)を教育推進委員会委員長に提出するものとする。

(予備検討結果審査会)

- 第4条 研究科は、予備検討の結果について審査するため、予備検討結果審査会(以下「審査会」という。)を開く。
- 2 審査会は、教育推進委員会委員長から招集された研究科の教員によって構成され、教育推進委員会委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、必要に応じ、被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 審査会は、予備検討委員会の報告に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようと する学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位論文提出者ごとに神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規の第4条に定める審査委員会の委員候補者(主査および副査の候補者)を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第5条 教育推進委員会委員長は、審査会終了後、予備検討結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(様式5)を研究科長に届け出るものとする。

(研究成果認定通知)

第6条 研究科長は,前条の報告に基づき研究成果を認定した者について,研究成果認定通知書(別紙様式1)を交付するものとする。

(特例発表会)

- 第7条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表 については、その者から提出された研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究成果を報告(質 疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。
- 2 前項の規定により発表する場合,当該学生の指導教員は,事前に教育推進委員会委員長を経て,特例発表届(別紙様式2)を研究科長に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。